



1. 令和3年度事業報告

1. JB 本四高速グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

JB本四高速グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、高速道路事業として本州と四国を連絡する自動車専用道路等の維持、修繕、料金収受などの管理を行うとともに、関連事業として、サービスエリア・パーキングエリア（以下「サービスエリア等」といいます。）の休憩施設の運営、長大橋や道路に関する調査・設計の受託事業などを行っています。

当事業年度（令和3年4月～令和4年3月）における我が国の経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるものの、令和3年9月末の緊急事態宣言及び二度に渡るまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いた一方、個人消費や雇用情勢など一部に弱さがみられました。

この様な環境の中、“交流と技術による地域貢献”を全体目標とした「行動計画2019-2021」の最終年度を迎え、安全かつ快適な交通の確保と地域間の交流を図るための取組を着実に進めるとともに、令和3年度までの取組を踏まえ、高速道路を取り巻く環境や社会環境等の変化にも対応するべく、次期3カ年の方向を示した「行動計画2022-2024」を策定しました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、通行台数は前事業年度比5.6%増の38,355千台となり、料金収入は前事業年度比5.4%増の56,190百万円となりました。しかしながら、令和元年度比では、通行台数は13.2%減、料金収入は15.7%減となっており、コロナ感染拡大前までの回復には至っていない状況です。車種別に見ると、普通車等の通行台数が令和元年度比16.0%減であるのに対し、貨物自動車等の大型車通行台数は令和元年度比2.7%減にとどまっており、コロナ禍にあっても本四高速道路が物流などに重要な役割を果たしました。本四高速道路は本州四国間の交通を確保する生活・経済活動に欠かせない重要なインフラであることから、引き続き安全・安心・快適にご利用していただけるよう、サービスの充実、万全な維持管理に取り組みました。

関連事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動自粛等の影響を受けながらも、感染拡大防止の取組を継続しつつ、お客様に安心してご利用いただけるよう、地域の魅力発信などに取り組んだことにより、休憩所等事業においては前事業年度比17.8%増の1,120百万円となりました。受託事業においては本四備讃線の耐震補強工事が前事業年度で完了したことにより収益が減少したため、関連事業の収益は前事業年度比13.8%減の3,645百万円となりました。

この結果、当事業年度の営業収益は70,383百万円（前事業年度比0.1%増）、営業費用は70,047百万円（同1.8%減）、営業利益は336百万円、経常利益は553百万円となりました。ここから法人税等を控除した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は370百万円（前事業年度は968百万円の純損失）となりました。

事業別の概況は、次のとおりです。

〔高速道路事業〕

当事業年度の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定及び令和3事業年度の事業計画に基づき、改築、維持・修繕、料金収受・交通管理、地域連携推進等に取り組みました。

当事業年度の主な取組として、まず、前事業年度と同様に、新型コロナウイルス感染症拡

1. 令和3年度事業報告

大防止対策の徹底を図りました。国土交通省からの依頼を受け、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置下においては、ホームページや道路情報板によりお客様へ都道府県を跨ぐ移動自粛のお願いの呼びかけを行うとともに、4月29日から10月31日までの期間の土曜・日曜・祝日については、休日割引を適用しない措置をとりました。料金所においては、マスク着用の徹底、料金収受ブースへのビニールカーテンの設置、料金所社員間の接触・交流の原則禁止、代替要員の確保等、感染予防と共に感染時の対応にも努めました。また、サービスエリア等においても店舗での感染拡大防止の徹底に努め、お客様に安全、安心、快適にご利用していただくために必要な業務を着実に実施しました。

改築については、瀬戸中央自動車道の坂出北インターチェンジのフルインター化事業を継続し、用地取得を継続すると共に、道路改良及び橋梁工事を推進しました。

維持・修繕については、点検による状態の把握に努め、これにより発見された変状については、ご利用されるお客様への影響及び構造物としての機能損失を考慮し、優先的に補修すべき箇所から補修を実施し、それ以外の変状については計画的に補修を実施しました。

また、当社の経営理念に掲げた200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、瀬戸大橋の塗替塗装を継続して実施しました。さらに、道路の長期にわたる安全性を確保するために必要な大規模修繕事業として、橋梁の塩害対策工事及び盛土補強工事を引き続き実施しました。地震対策としては、大規模地震発生時における本州と四国を結ぶ道路ネットワークの機能確保に向けた対策を引き続き実施しました。特に代替路の無い海峡部区間については、神戸淡路鳴門自動車道の明石海峡大橋と大鳴門橋は平成28年度までに完了、瀬戸中央自動車道の瀬戸大橋区間は令和2年度までに完了し、西瀬戸自動車道においては生口橋と大島大橋の対策が完了しており、現在は多々羅大橋・大三島橋等の工事を実施しています。また、陸上部区間については、地震発生確率の高い地域にある橋梁の耐震補強を優先的に行い機能確保のための対策を完了するとともに、高速道路を跨ぐ橋梁の耐震対策等を推進しました。交通安全対策として、暫定二車線区間における正面衝突事故を防止するための緊急対策として、西瀬戸自動車道で中央分離帯にワイヤーロープ式防護柵を設置する工事を実施しました。

料金収受・交通管理については、道路の損傷への影響が大きく、交通安全上問題となる車両制限令違反車両に対し、車両制限令取締隊による取締り及び是正指導を実施しました。また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を期すとともに、持続可能な料金所機能の維持や感染症リスクの軽減を図るため、料金所のETC専用化等に着手しました。

地域連携の取組として、瀬戸内地域に立脚する企業として地域と連携した取組を加速させるための地域連携事業推進本部を立ち上げ、インフラツアーについては、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底のうえ、地域の観光振興支援の観点から旅行会社が企画するツアーの受入れを行ったほか、来島海峡大橋では、国の施策である「インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト」の取組として、地域活性化を目的としたモデル事業を実施しました。また、インフラツアーの更なる推進のため、明石海峡大橋ナイトツアー、塔頂体験とクルーズ等の地域の観光資源を組み合わせた新たな観光コンテンツの開発等に取り組みました。これらの取組に加え、与島を起点とした瀬戸内島旅ツアーの魅力向上を目的とした香川大学との共同研究や、モニターツアー等を実施しています。さらに、サイクリングフリーの継続を図るとともに、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された後の段階的緩和を受け、高速道路周遊バス「四国乗り放題プラン（JB本四高速セットプラン）」を、西日本高速道路株式会社と連携し販売しました。

安全防災については、台風、大雨、強風等による通行止めを余儀なくされましたが、通行止めが予測される概ね24時間前までにはその可能性を周知することに努め、不要不急の移動

を控えていただくとともに、迂回ルートを選択や運行計画等の変更をお願いし、さらに、気象予測による基準値超過時刻を基に事前に通行止めを行うことにより、お客様へ安全・安心な交通機能の提供ができました。

この結果、料金収入56,190百万円（前事業年度比5.4%増）に、道路資産完成高10,120百万円及びその他の売上高等426百万円を加えた高速道路事業の営業収益は、66,738百万円となりました。

一方、機構に支払う道路資産賃借料は、料金収入の実績が計画収入の一定割合を超えて変動した際に賃借料の増減算を行うことになっていることから、協定に基づく計画額34,259百万円より3,373百万円増額した37,632百万円となりました。道路資産賃借料に道路資産完成原価10,120百万円及び管理費用18,851百万円を加えた営業費用は、66,604百万円となり、高速道路事業営業利益は、133百万円となりました。

〔関連事業〕

関連事業については、本四高速道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア等における休憩所等事業、受託事業としての鉄道施設管理、長大橋技術を活用した調査・設計等を実施しました。

このうち休憩所等事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地元自治体の依頼等を踏まえ、サービスエリア等での営業時間の短縮を行いました。営業時間の短縮に当たっては、物流事業者等のお客様にご不便をお掛けしないよう、テイクアウト商品の拡充や飲食メニューの自動販売機での販売など、サービス水準の維持に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を継続しつつ、コロナ禍においてもお客様に安心してご利用いただけるよう、楽しさも提供できるソフトクリームロボットの導入や、地域と連携した特産品の販売会等の実施による地域の魅力発信などに年間を通じて取り組み、売上の向上に努めました。

また、受託事業の鉄道施設管理については、機構から本四備讃線及び本四淡路線の鉄道施設管理を受託し、瀬戸大橋の塗替塗装他の維持修繕等を実施しました。

さらに、これまで培ってきた長大橋の建設・管理技術を活用して、地方公共団体からの要請に基づき、岩城橋（愛媛県）建設への技術支援や大鳴門橋自転車道設置検討等の長大橋に関する技術支援を実施しました。

加えて、国から一般国道317号生口島道路及び大島道路の道路清掃作業、交通管理等を、地方公共団体から本四高速道路上における跨道橋点検業務等を、他の高速道路会社から関連する道路の料金収受、維持修繕等を受託しました。

この結果、休憩所等事業収入と受託業務収入を合わせた関連事業の営業収益が3,645百万円、営業費用が3,442百万円となり、関連事業営業利益は、202百万円となりました。

〔当社の個別の業績〕

当社の個別の業績は、高速道路事業営業損益については、営業収益が66,594百万円、営業費用が66,515百万円となり、高速道路事業営業利益は、78百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、営業収益が2,405百万円、営業費用が2,290百万円となり、関連事業営業利益は、115百万円となりました。

この結果、全事業営業利益は193百万円、経常利益は415百万円となりました。また、法人税等を控除した当期純利益は334百万円となりました。

1. 令和3年度事業報告

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、次のとおり機構及び金融機関より総額15,788百万円の借入れを行いました。

種 別	借 入 日	借 入 額
長期借入金（機構）	令和3年4月30日	7.5百万円
長期借入金（金融機関）	令和4年2月28日	15,500百万円
長期借入金（機構）	令和4年3月31日	280.5百万円

② 設備投資

当事業年度における当社グループでの設備投資の主な内容は、次のとおりです。

イ. 当事業年度に完成した設備

〔高速道路事業〕 料金所安全通路の設置

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC設備等の更新

(3) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

(当期純利益▲は当期純損失)

区 分	第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
売上高(百万円)	80,712	81,183	70,269	70,383
当期純利益(百万円)	486	792	▲968	370
一株当たり当期純利益(円)	60.87	99.10	▲121.00	46.29
総資産(百万円)	62,936	64,750	75,460	81,985

② 当社の財産及び損益の状況

(当期純利益▲は当期純損失)

区 分	第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
売上高(百万円)	78,789	79,265	69,097	69,000
当期純利益(百万円)	199	318	▲766	334
一株当たり当期純利益(円)	24.93	39.80	▲95.76	41.78
総資産(百万円)	55,638	57,200	68,196	75,190

(4) 対処すべき課題

本四高速道路は、世界で最高の技術と最大の規模を誇る長大橋梁群を中心とする神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道で構成されており、当社グループは、お客様に安全、安心、快適にご利用いただけるよう、サービスを提供するとともに、本州と四国を結ぶ3ルートが地域の交流、活性化に貢献するよう努めています。

平成26年4月には、本四高速道路が全国路線網に編入され、全国共通水準を基本とする新たな通行料金が導入されました。この新たな料金は、令和5年度までの10年間の措置となっており、令和6年度以降の通行料金は当社グループにとって、重要な課題となっています。一方、当社の管理する本四高速道路の経済効果は、昭和63年から平成30年までの31年間で約41兆円と推計され、各方面から高い評価をいただいています。

令和3年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるものの、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和され、持ち直しの動きが続きました。本四高速道路においても、通行台数は徐々に回復して前事業年度比105.6%（小型車：106.1%、大型車：104.1%）となり、料金収入も前事業年度比105.4%となりましたが、感染拡大前の水準には戻らず、令和元年度比では、通行台数は13.2%減、サービスエリア等の売上は36.2%減となりました。今後も、急激な感染拡大を防止し、社会経済活動を継続するために、基本的な感染対策の徹底や積極的な検査の活用が求められるなか、当社及びグループ会社は、高速道路が国民の安定的な生活の確保及び社会の安定の維持に必要な物資を輸送する重要な社会基盤であるという認識のもと、「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に則った感染予防対策を徹底し、交通の確保に必要な不可欠な交通管制、交通管理、料金収受等の業務継続体制の確保に最優先で取り組んでいきます。サービスエリア等においては、感染予防対策を講じる一方、物流事業者等のお客様に快適にご利用いただけるよう、高速道路のサービス機能の維持に引き続き努めてまいります。

当社グループの経営安定化に向けて、料金収入、サービスエリア等売上の回復への取組は、令和4年度以降も引き続き重要な課題となっています。今後は、瀬戸内地域の自治体や観光施策を推進する事業者等との連携を更に強化し、インフラツアラーの更なる推進や、瀬戸内の魅力を発見・発信する地域内外のつながりを創出する拠点としてサービスエリア等を最大限活用すること等により、観光需要の回復に努め、瀬戸内地域の活性化に貢献してまいります。

今後も本四高速道路を安全・安心・快適にご利用いただけるよう、耐震補強工事や防災拠点の整備等の強靱化への取組を着実に実施するとともに、デジタル技術の活用を更に進めること等により、高速道路事業の高度化・効率化を推進します。また、ワークスタイル変革により更なる業務効率化を進め、組織力の向上にも努めてまいります。

高速道路を取り巻く環境は、自然災害の激甚化・頻発化や構造物の高齢化により維持管理の重要性が近年益々増大するとともに、自動運転の実用化などモビリティ社会の変革への対応も求められているとともに、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響等、社会環境も大きな変化を見せています。さらに、持続可能な世界を目指すSDGsの取組、脱炭素社会へ向けた動きやデジタル革命の進展等、次世代に向けた新しい潮流も加速しています。

こうした変化や潮流に適応し、持続可能な社会に貢献し続けるために、インフラを国民が持つ資産として捉え、整備・維持管理・利活用の各段階において、工夫を凝らした新たな取組を実施するという『インフラ経営』の視点から、国民の重要な資産である本四高速道路の潜在力を引き出すとともに、新たな価値を創造し、瀬戸内、ひいては我が国の持続的な発展を支え、SDGsの達成に貢献するために挑戦する取組を示した「行動計画2022-2024」を、令和4年3月に策定しました。

インフラ経営のリーディングカンパニーを目指して、「次世代への挑戦」に向けた第一歩である「行動計画2022-2024」の主な具体的取組は、次のとおりです。

〔「持続可能な高速道路」への挑戦〕

これからも安全、安心、快適に高速道路を利用していただくため、基盤となる高速道路事業の高度化・効率化を進め、耐震補強の推進、防災体制の強靱化、逆走防止対策、交通監視・施設監視・情報提供のシステム高度化、サービスエリア等の施設の整備等に取り組めます。

1. 令和3年度事業報告

〔「長大橋技術企業」として、「200年橋梁」への挑戦〕

200年以上の長期にわたり利用される「200年橋梁」を実現するため、アセットマネジメントの高度化を目指して、新たな維持管理情報システムの構築や点検ロボットの開発、新たな点検手法の開発を進めるとともに、オープンイノベーションにより長大橋維持管理技術開発の構想を具現化します。また、当社グループが保有する技術を活用し、国内外の長大橋を技術支援します。

〔「瀬戸内企業」として、「瀬戸内の未来」への挑戦〕

瀬戸内の活性化を図るため、国、地方公共団体、大学、企業、地域に根ざす各種団体等、多様なパートナーとの連携を強化し、地域内外のつながりを創出する拠点として、サービスエリア等を最大限活用し、インフラツアラーの更なる推進、瀬戸内地域の景観や地域資源を活かした島旅の活性化や、「ナショナルサイクルルート」に認定された西瀬戸自動車道や瀬戸内地域に存するサイクリングルートをネットワーク化し、サイクリングを通じた地域の魅力の発信等に取り組めます。

〔「成長し続ける企業グループ」への挑戦〕

業務の効率化、生産性向上への取組を図るとともに、出産・育児・介護との両立等、多様な働き方に対応し、社員のスキルアップを支援し、全ての世代が活躍できる環境を整えるとともに、社会貢献活動を通じ、地域社会の発展に貢献します。

(5) 主要な事業内容

①高速道路事業

イ. 高速道路の新設、改築及び高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理

②関連事業

イ. 休憩所等事業

ロ. 道路の維持・修繕、調査等の受託

ハ. 鉄道施設管理受託（本四備讃線等）

ニ. 長大橋の調査・設計等受託

ホ. その他の事業（占用施設活用事業）

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

①当社の主要な事業所

事業所名	所在地
本 社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東京事務所	東京都港区虎ノ門5-1-5
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

②使用人の状況（令和４年３月31日現在）

（１）当社グループの使用人の状況

区 分	使用人数（人）
高速道路事業	851
受託事業	
休憩所等事業	
その他の事業	34
全社（共通）	93
計	978

（注）使用人数には、臨時の使用人を含めておりません。

（２）当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
379名	4名減	44.5歳	21.9年

（注）１．使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めております。

２．平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

（７）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項は、ありません。

②子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	本店所在地	主要な事業内容
J Bハイウェイ サービス株式会社	50	100	兵庫県 神戸市	休憩所等事業、料金収 受管理、交通管理
株式会社ブリッジ ・エンジニアリン グ	50	100	兵庫県 神戸市	点検管理、長大橋維持 修繕、道路修繕
J Bトールシステ ム株式会社	30	100	兵庫県 神戸市	料金収受機械保守整備、 料金収入・交通量のデ ータ管理

（８）主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高 (百万円)
農林中央金庫	12,000
株式会社七十七銀行	3,800
株式会社武蔵野銀行	3,400
株式会社山梨中央銀行	1,500
株式会社S M B C 信託銀行	1,500

1. 令和3年度事業報告

2. 株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 32,000,000株
②発行済株式の総数 8,000,000株
③当事業年度末の株主数 11名
④株主の状況

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
財務大臣	5,330,440	66.63
兵庫県	492,355	6.15
岡山県	343,962	4.30
香川県	343,962	4.30
神戸市	300,241	3.75
広島県	296,557	3.71
愛媛県	296,557	3.71
徳島県	270,171	3.38
大阪府	108,589	1.36
大阪府	108,589	1.36
高知県	108,577	1.36

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項は、ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
酒井孝志	代表取締役社長 会社の経営の総理	大阪ガス株式会社顧問
桑原徹郎	取締役 常務執行役員 (企画部、業務部)	
大江慎一	取締役 常務執行役員 (経営計画部、長大橋・技術部、保全部、 安全防災部)	
森 毅彦	取締役 常務執行役員 地域連携事業推進本部長 (総務部、人事部、地域連携事業企画部、 広域周遊観光渉外部、監査室)	
原田豊士	監査役 (常勤)	
本多佑三	監査役	大阪学院大学経済学部教授
南部真知子	監査役	株式会社神戸クルーザー会長 モロゾフ株式会社社外取締役 三共生興株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役山本博之氏は、令和3年6月24日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任しました。
2. 監査役本多佑三氏及び南部真知子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 株式会社神戸クルーザー、モロゾフ株式会社及び三共生興株式会社と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	5	68	
監査役	3	22	
計	8	90	

(注) 1. 平成17年9月27日開催の創立総会において、取締役の報酬総額は年額150百万円以内、監査役の報酬総額は年額70百万円以内と決議されております。

なお、当社取締役の員数は8名以内、監査役の員数は4名以内と定款に定めております。

(3) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	本多佑三	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会12回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。
監査役	南部真知子	当事業年度開催の取締役会12回全て及び監査役会12回全てに出席し、経営全般に係る助言及び提言を適宜行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の総額等	2	6	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
	(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16

(注) 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合による場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定しております。（最終改正：平成27年9月24日）

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取締役及び執行役員は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行います。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・コンプライアンス委員会等を定期的に開催し、業務の適正な執行の確保を図ります。また、法令違反行為等に関する通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。
- ・コンプライアンス意識の醸成及び浸透を図るため、コンプライアンス研修を徹底します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ・反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断することとし、そのために必要な態勢の整備を図ります。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行います。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、各取締役及び執行役員が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規程の整備等を行い、管理体制を整えます。

また、会社の損害を防止及び軽減するため、リスクマネジメント委員会を設置し、全社的視点から適切に管理します。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、グループ会社規程を整備し、グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。

また、グループ一体となったリスクマネジメントの運用及びコンプライアンスの推進に努めます。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の補助は、監査役の指示に従い、監査室に所属する使用人が行います。

また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定事項に加え、会社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは監査役に速やかに報告します。また、監査役からの求めに応じて、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはい行いません。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど情報の提供に努めます。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払の請求等をしたときは、適切にその費用の処理を行います。

(2) 体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの構築の基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、定例の取締役会を12回、経営会議を13回開催し、全社的に影響を及ぼす重要な事項の審議及び業務の執行状況の報告を行いました。また、社外の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスを推進するための具体的な方針として、「コンプライアンス推進に関する方針」を策定し、社内に周知しています。その進捗状況や達成状況は定期的にフォローアップを行い、コンプライアンス態勢の堅持に努めています。

また、内部監査計画に基づく全社的な内部監査を実施するとともに、不当要求対応マニュアル等のコンプライアンスに関するマニュアルの周知、全社員を対象としたeラーニングや、コンプライアンス意識の更なる向上のため、社会的関心の高い事例をテーマに少人数によるグループディスカッション（職場討議）など、コンプライアンス研修を実施しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、経営会議規程、文書管理規程等に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行っています。

1. 令和3年度事業報告

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、各部門で当社のリスクを管理する体制を整えて、PDCAサイクルによる不断の見直しを行うとともに、リスクマネジメント委員会を開催し、その状況を確認しています。

また、異常気象時のお客様の安全確保や南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、関係機関と連携した防災訓練の実施、道路啓開に必要な資機材の確保等の防災体制の構築に努めるとともに、甚大な災害時に本四高速道路の交通を確保する事業継続計画を策定し、必要な対策を講じています。工事等の安全管理については、事故・インシデント再発防止検討会を設置し、原因究明、再発防止策を徹底して議論・改善し、安全に関するレベル向上を図るとともに、労働災害ゼロ及び第三者への被害ゼロを目指した工事安全活動の実施、また、防犯対策については、料金所等における防犯体制の強化等に努めています。

情報資産の保全については、ソフト・ハードともに情報セキュリティ対策の強化を図っています。特にソフト面では、社員等の情報セキュリティに関する意識向上に向けた訓練や、社内の情報システムのセキュリティ検査を実施しています。

④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社と全子会社で構成するグループ会社経営会議を毎月開催し、ガバナンスの強化を図るとともに、グループ会社規程の整備や当社から子会社への監査役の派遣、子会社の監査を実施しています。そのうち、四半期に1回開催する会議では、子会社におけるリスクマネジメントの運用状況、コンプライアンスに係る取組状況を確認しています。また、リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス委員会では、全子会社が参加し、連携した取組を実施しています。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室に所属する社員が、監査役の指示に基づき、監査役の職務を補助しています。また、監査室に所属する社員の人事異動は、事前に監査役と協議しています。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、常勤監査役の閲覧に付しています。また、取締役等は、当社グループの業務全般に関する重要事項等の報告を行っています。

さらに、取締役会、経営会議その他当社の主要な会議に監査役が出席すること、定例の取締役会の終了後に、監査役と取締役等との間で業務全般について情報交換を行うことなどにより、監査役との情報共有に努めています。

7. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項は、ありません。